

# 令和8年 自転車指導啓発重点路線



## 県道52号（相模原町田）

### 【選定理由】

相模原市と町田市を結ぶ幹線道路で、大学病院、高校への通学自転車等が多数通行し、他の県道に比べて自転車に関連する交通事故が依然として多いことから、昨年に引き続き自転車重点路線と選定しました。

この路線では特に鶉野森旧道交差点から相模原公園入口交差点までの間において交通事故が多発しています。

昨年この路線では、自転車に関連する人身交通事故は16件あり、交差点や交差点付近で車と接触する事故が多い状況でした。交差点を通過する際は、双方とも減速した上で周囲の安全確認をしましょう。

### ★自転車を利用される方へ★

自転車は、法律上は車両です！たくさんのルールがあり守らないと交通違反として検挙の対象にもなります！  
『知らなかった』は通用しません！

- 令和8年4月1日から違反者には反則金が科せられます！  
信号無視や逆走、携帯電話のながら運転等の違反者には青切符が交付され反則金が科せられます。16歳以上が対象です。
- 歩道は、歩行者優先！  
自転車で歩道を通行するときは、**車道寄りをすぐに止まれるスピード**で走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は**一時停止**をしましょう。
- 「止まれ」の標識では確実に一時停止を！  
一時停止場所や見通しの悪い交差点では一時停止をして左右の安全を確認しましょう。

### ★車やオートバイの運転手さんへ★

残念ながら自転車の交通ルールを守っている人ばかりではありません。交通事故を防ぐためにはそれも含めた予測運転が必要です！

- 走行中の自転車の側方を通過する際は安全な間隔をあげましょう。
- 自転車の急な動きに対応できるような運転をしましょう。（何かを避けるため、道路中央に寄ってくるかもしれません！）
- 交差点を曲がる時は、後方からのすり抜けや横断する速い自転車を見落とさないよう曲がる先まで広く見渡し、徐行で曲がりましょう。
- コンビニやガソリンスタンド等の出入りで歩道を横切る際は、歩道の手前で必ず一時停止をして歩行者や自転車の有無を確認しましょう。

相模原南警察署